

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金 募 集 要 項

1 趣旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、令和3年4月以降、兵庫県が行った休業・時短営業や不要不急の外出・移動の自粛要請の影響を受け、売上が減少し、さらにコロナ禍からの回復期に急激な原油価格や原材料価格の高騰の影響を受ける中小法人・個人事業主等の事業回復を下支えするため、「兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金」(以下「兵庫県中小法人等一時支援金」という)を支給します。

※兵庫県中小法人等一時支援金は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業です。兵庫県の補助を受け、公益財団法人ひょうご産業活性化センターが実施しています。

2 対象

下記の「(1) 主な支給要件」をすべて満たし、「(2) 支給対象外事業者」のいずれにも当てはまらない者

(1) 主な支給要件

- | |
|---|
| ① 国の月次支援金を受給していること
(対象月:令和3年4月分から令和3年10月分までのいずれかひと月)
※国の月次支援金受給後に、同支援金の不給付要件に該当することが判明した場合等、同支援金を受給していても、審査により本兵庫県中小法人等一時支援金が不支給となる場合があります。 |
| ② 次の所在地・住所地が、国の月次支援金対象月において兵庫県内にあること
ア 中小法人等にあつては、法人の本店の所在地
イ 個人事業主にあつては、事業者の住所地 |
| ③ 令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること |
| ④ 事業継続に向けた取組みを行っている、又はその意思があること |

(2) 支給対象外事業者

- | |
|---|
| ① 兵庫県が実施する兵庫県飲食店等一時支援金の支給(給付)対象である者
(県では、飲食店等を対象として、本支援金と同様の制度を実施しますが、飲食店等の方は原則当該制度を受けていただくことになり、本支援金の対象とはなりません。詳しくは兵庫県飲食店等一時支援金コールセンター(078-361-2501)にお問い合わせください。) |
| ② 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく要請(飲食店への休業・時短営業や施設の利用制限、催物の開催制限等)に応じなかった者 |
| ③ 国及び法人税法別表第1に規定する公共法人 |
| ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者 |

- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教上の組織または団体
- ⑦ 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員及び暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に掲げる者※
- ⑧ 従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ⑨ 法人が罰金の刑に処せられた場合、又は個人が禁錮以上の刑に処せられた場合、その刑の執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- ⑩ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者
- ⑪ 申請内容が本支援金の趣旨にそぐわない者

※具体的には、以下(ア)から(エ)に該当する事業者は支給対象となりません。

(ア) 法人が、暴力団であること又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所等をいう。)の代表者又は使用人その他従業員をいう。)が暴力団員であること

(イ) 役員等が、自己、法人もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていること

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与していること

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有していること

3 支給額 ※本兵庫県中小法人等一時支援金の支給は1事業者につき1回限りです。

中小法人等 : 20 万円

個人事業主 : 10 万円

4 申請手続

(1) 申請受付期間

令和4年1月20日(木)～令和4年2月28日(月) 【2月28日の消印有効】

※申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となります。

(2) 申請方法

・原則、オンライン申請です。

(3)のURL又はQRコードから申請書ページにアクセスして手続きしてください。

- ・オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も可能ですが、郵送の場合、支給までの期間がオンラインに比べて長くかかりますので、速やかな審査のためオンライン申請へのご協力をお願いします。
- ・オンライン申請の場合、申請や不備連絡がシステム上で完結するため、郵送申請に比べて支給までの時間が短縮されます。また、郵送に係る費用が節約できるなどのメリットがあります。
- ・郵送の場合は、レターパック(プラス、ライト含む)で、申請書と添付書類を提出してください。 ※消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。
※新型コロナウイルス感染症拡大防止等の観点から、持ち込みによる申請は受け付けておりません。
- ・郵送の場合は、添付書類のコピーには、裏面などに申請者のお名前(法人名、個人事業主名)を記載してください。

(宛先)

〒530 - 8545

兵庫県中小法人等一時支援金事務局あて

<郵便番号と宛名だけで届きます (住所記入不要)>

(3) 電子申請画面へのアクセス

以下のURL 又は QR コードから、オンライン申請の画面にお進みください。

URL: <https://hyogo-ichijisien.form.kintoneapp.com/public/ac48d5e8f018b98c5d23d578ffceebafbb94614028b12472bc11fbd2f30ef780>

QR コード :



(4) 申請に必要な書類の入手方法 (令和4年1月17日掲載)

ひょうご産業活性化センターのホームページからダウンロードできます。

<https://web.hyogo-iic.ne.jp/guide/joseikin>

(5) 基本的な流れ



兵庫県中小法人等一時支援金の支給は、受給確認に必要な書類の提出を受け、国の月次支援金の受給を確認した後となります。

※1 提出書類に不備があるなどの場合は、追加書類の提出を求められることがあります。

※2 審査の結果、兵庫県中小法人等一時支援金の支給を決定した場合は、指定の金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。

不支給の場合は郵送にて通知します。

5 申請書類と添付書類

提出いただいた申請書類等はいかなる理由でも返却いたしません。

申請に必要な書類①～⑤をご提出ください。なお、審査の過程で他の書類の提出をお願いする場合があります。

※必ず以下の申請書類に関する注意事項をご確認ください。


【必要書類】

① 申請書（様式第1号）
② 誓約・同意書（様式第2号）
③ 国の「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）の写し
④ 通帳の写し
⑤ 代表者の本人確認書類の写し

※オンライン申請の場合、「①申請書」「②誓約・同意書」の内容は入力していただきますが、③～⑤については、写真などの電子データでご提出ください。

◆ 申請書類に関する注意事項

書類名	説明・具体例
申請書 (様式第1号)	必要事項をオンライン入力してください。 郵送の場合は、所定の様式に記入してください。 ホームページからダウンロードできます。 (郵送の場合は様式第3号も併せて送付してください)
誓約書・同意書 (様式第2号)	オンラインの場合は、項目にチェックをしてください。

	<p>郵送の場合は、所定の様式に記入してください。 ホームページからダウンロードできます。 ※全ての誓約・同意事項を確認し、誓約日を記入の上、署名してください。 ※必ず代表者本人又は個人事業主本人が自署してください。 ※消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。</p>
<p>国の「月次支援金の振込みのお知らせ」はがきの写し</p>	<p>はがきの宛先(住所、氏名等)、振込のお知らせ(給付金額等)など情報が記載されている面をすべて提出してください。</p> 
<p>通帳の写し</p>	<p>銀行名・支店番号・支店名・口座種別・口座番号・名義人が確認可能なもの(通帳のオモテ面、通帳を開いた1・2ページ目の両方等)(※電子通帳など、紙媒体の通帳がない場合は画面コピーで可)</p> <p><u>振込希望口座の名義人は、申請者(法人代表者又は個人事業主)と同じ名義人にしてください。法人で申請される場合は法人名義の口座であることが必要です。法人代表者の個人名義の口座では受付できません。</u></p>
<p>代表者の本人確認書類の写し</p>	<p>法人代表者または個人事業主本人の住所、氏名、生年月日及び顔写真が明瞭に判別でき、かつ、申請を行う日において有効なもので、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証(返納している場合は、運転経歴証明書で代替可) ・個人番号カード ・写真付きの住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・住民票の写し及びパスポート(顔写真の掲載されているページ)の両方

◆ 申請書の審査

- ・申請書の内容について、事務局の審査担当者から問い合わせや追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
その際、連絡が取れない場合や、期日までに事務局が指定した書類の提出がない場合には、申請を取下げたものとみなしますので、ご注意願います。
- ・必要に応じて、現地調査をさせていただく場合があります。その際は、対応をよろしくをお願いします。
- ・申請書の審査の結果、兵庫県中小法人等一時支援金の支給を決定した時は、申請いただいた金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。
※ 文書による支給決定の通知は行いません。
- ・兵庫県中小法人等一時支援金の不支給が決定したときは、不支給に関する通知を、申請者の所在地又は住所あて郵送によりお送りします。

◆ 兵庫県中小法人等一時支援金の支払い

- ・できるだけ早期の支給に努めますが、申請書に不備がある場合や国からの月次支援金の受給者情報の提供状況により、支給までの期間が延びることがあります。
- ・兵庫県中小法人等一時支援金は、事務局から申請書において指定された金融機関の口座に振り込みます。
振込名義は「ヒョウゴケンイチジシエンキン」とする予定です。
- ・振込先の口座は、申請者ご本人名義の口座に限ります。法人の場合は、法人名義の口座に限ります。

◆ 個人情報・法人情報の利用

以下のことを、ご了承ください。下記以外の目的では、申請書類及び添付書類に記載された情報（以下「申請情報」といいます。）を使用しません。

- ・兵庫県中小法人等一時支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、ひょうご産業活性化センター及びひょうご産業活性化センターから事務を委託された事業者が申請情報を利用します。
- ・申請の審査過程において、必要に応じ、営業許可の有無や欠格事項の有無の確認のために、兵庫県、保健所、警察署、税務署など関係官署に対して、申請情報を提供する場合があります。
- ・兵庫県中小法人等一時支援金の財源を負担する国及び兵庫県に対しても、申請情報を提供します。
- ・保健所、警察署、税務署などの公的機関からの依頼その他法令に基づく依頼を受けた場合、申請情報を提供することがあります。

◆ 月次支援金受給者情報の利用

兵庫県中小法人等一時支援金事務局は、中小企業庁または月次支援金事務局から月次支援金受給者に関する情報の提供を受けており、兵庫県中小法人等一時支援金の事務を行うために、当該情報を使用することがあります。

なお、兵庫県中小法人等一時支援金の事務は兵庫県中小法人等一時支援金事務局の責任において実施しており、中小企業庁が給付可否等の決定を行っているものではありません。

◆ 兵庫県中小法人等一時支援金の返還

兵庫県中小法人等一時支援金受領後に対象要件に該当しないことが判明した場合、又は偽りその他不正の手段によりを受領した場合は、兵庫県中小法人等一時支援金の支給決定を取り消したうえで、全額返還していただきます。ひょうご産業活性化センター等が指定する返還期限までに返還されなかった場合、返還額に応じた遅延利息（年 10.95%の割合）が生じます。

偽りその他不正の手段が特に悪質な場合は、警察に刑事告訴等を行います。
その場合、あわせて、事業者名の公表をすることがあります。

6 お問い合わせ

◆ 兵庫県中小法人等一時支援金事務局コールセンター

開設時間 午前9時から午後5時（土日祝日を除く）

（令和 4年1月17日開設）

電話番号 050-8882-4908

※品質向上のため、通話を録音させていただくことがあります。

※お問い合わせの前に必ず公表している本要項やQ&A、記入注意事項等の資料を確認し、それでもなおご不明な点がございましたらお問い合わせください。

※審査状況をお問い合わせいただいても完了時期や支給時期はお伝えできません。

※郵送申請の到着確認にはお答えできません。

（レターパックの追跡サービスをご利用ください。

日本郵便の追跡サービス URL :

<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/>)

<様式第1号>

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金支給申請書

公益財団法人ひょうご産業活性化センター理事長 様

申請日	令和	年	月	日
-----	----	---	---	---

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金(以下、「兵庫県中小法人等一時支援金」という)の支給を受けたいので、
 兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金募集要項を了承の上、関係書類を添えて申請します。
 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。

1. 申請者の情報

申請区分 及び 申請金額	該当する方にチェックを付けてください。				
	<input type="checkbox"/>	中小法人等 (中小企業である会社及び会社以外の法人等) 20万円			
	<input type="checkbox"/>	個人事業主 (中小企業者である個人事業主) 10万円			
所在地	〒 _____ - _____				
[法人] 本店の所在地 [個人事業主] 事業所の所在地 (事務所・店舗等)					
フリガナ					法人番号 (数字13桁) ※法人の方のみ
法人名又は 屋号					_____
フリガナ					
[法人] 代表者役職・氏名 [個人事業主] 代表者氏名					
[法人・個人事業主] 代表者住所	〒 _____ - _____		代表者 生年月日	(西暦)	年 月 日

(本件の連絡先) ※日中に連絡の取れる連絡先を記入してください。

部署名		役職名	
フリガナ		電話番号	
担当者氏名		メールアドレス	

2. 振込希望口座

※口座名義人は、申請者が法人の場合は当該法人名義、個人事業主の場合は本人名義に限ります。

金融機関名			本店・支店名		
金融機関コード (4桁)	支店コード (3桁)		預金種別	<input type="checkbox"/> 1:普通 <input type="checkbox"/> 2:当座 <input type="checkbox"/> 3:貯蓄 (いずれかをチェックしてください)	
口座番号	※ゆうちょ銀行への振込希望の方は他金融機関からの振込用の 口座番号等を記載ください。				
口座名義 (カタカナ)					

3. 支給要件の確認

内容を確認のうえ、各項目にチェックを入れてください。※全てにチェックがない場合は支給されません。

<input type="checkbox"/>	① 令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けています。
<input type="checkbox"/>	② 事業継続に向けた取組みを行っている、又はその意思があります。
<input type="checkbox"/>	③ 兵庫県が実施する「 兵庫県飲食店等一時支援金 」の支給対象ではありません。 ※二重受給は不正受給と判断します。

誓 約 ・ 同 意 書

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金（以下、「兵庫県中小法人等一時支援金」という）を申請するにあたり、下記について誓約・同意します。

記

- 1 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員に該当しません。
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に掲げる者に該当しません。
- 3 公益財団法人ひょうご産業活性化センターが兵庫県を通じることにより、または、兵庫県が、上記1、及び2を確認するため必要な事項を兵庫県警察本部長に照会する場合があります。それについて同意します。
- 4 申請内容に虚偽が判明した場合は、兵庫県中小法人等一時支援金の全額を返還します。なお、返還がなされない場合に公益財団法人ひょうご産業活性化センターまたは兵庫県が銀行等金融機関に資産状況の報告を求めることに同意します。
- 5 申請内容について、公益財団法人ひょうご産業活性化センターまたは兵庫県から問い合わせ、現地調査、是正のための措置の求めがあった場合は、誠実にこれに応じます。また、申請内容に不備があり兵庫県中小法人等一時支援金事務局が指定する期日までに不備が修正されない場合は支援金が支給されないことに同意します。
- 6 兵庫県中小法人等一時支援金の支給事務を処理するために必要な範囲で、申請書類及び添付書類に記載された情報を利用することを承諾します。また、当事業で得た情報を兵庫県その他の官公署に提供及び照会することに同意します。
- 7 提出した申請書類が返却されないことに同意します。

令和 年 月 日

公益財団法人ひょうご産業活性化センター 理事長 様
兵 庫 県 知 事 様

所在地

名称・商号

代表者職・氏名

(自署)

<様式第3号>

兵庫県中小法人・個人事業主等に対する一時支援金支給申請 添付書類台紙
書類紛失防止の為、A4より小さい添付書類はこちらの台紙に貼ってご提出ください。

① 国の「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）の写し

枠内に貼り付けてください。

はがきの宛先（住所・氏名等）、振込のお知らせ（給付金額等）など
情報が記載されている面をすべて貼付。

② 通帳の写し（オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の両方）

枠内に貼り付けてください。

・表紙だけでなく、見開き1・2ページ目（カナが確認できる書類）も貼付

※電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、
金融機関名・支店名・預金種別・口座番号・口座名義（カタカナ）が
確認できるものの写真又はコピーを貼付。

※振込希望口座の名義は、申請者が法人の場合は当該法人名義、
個人事業主の場合は本人名義に限る。

③ 代表者の本人確認書類の写し（住所・氏名・生年月日がわかるもの）

枠内に貼り付けてください。

- ・ 法人代表者または個人事業主本人の住所・氏名・生年月日および顔写真がわかるものを貼付。
運転免許証・個人番号カード(表面のみ)^{※1}・写真付きの住民基本台帳カード
在留カード・特別永住者証明書・外国人登録証明書・身体障害者手帳、療育手帳、
精神障害者保健福祉手帳・住民票の写し及びパスポートの両方^{※2}

上記の中から、申請日時点で有効期限内のものをいずれか1つ。

- (※1) 個人番号カードを提出される場合、個人番号（マイナンバー）部分は黒塗りにするなど見えないようにして貼付。
- (※2) 住所欄のないパスポート（新型）は住民票の写しも必要です。

※ご提出前に添付書類に不足がないか必ずご確認ください※

- 誓約・同意書（様式第2号）
- ① 国の「月次支援金の振込みのお知らせ」はがき（給付通知書）の写し
- ② 通帳の写し（オモテ面と通帳を開いた1・2ページ目）
- ③ 代表者の本人確認書類の写し（住所・氏名・生年月日がわかるもの）